

## 「川崎市スポーツフェスタ２０２５」実施業務委託に関する業者選定実施要領

### 1 件名

「川崎市スポーツフェスタ２０２５」実施業務委託

### 2 目的

「川崎市スポーツフェスタ２０２５」実施業務委託に関する業者選定について、関係法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

### 3 契約概要について

#### (1) 委託内容

別紙仕様書のとおり

#### (2) 委託期間

令和７年４月１日（火）から令和７年１２月２６日（金）まで

#### (3) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

#### (4) 業務規模概算額

５，４０３，２００円（消費税及び地方消費税を含む。）以下

### 4 企画提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和７・８年度川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「９９ その他業務 ０１ 催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登載されていること。

### 5 参加意向申出書、仕様書の掲出及び提出並びに問合せ先

#### (1) 掲出期間

令和７年１月２４日（金）～令和７年２月６日（木）

#### (2) 参加意向申出書提出期限

令和７年２月６日（木）１７時必着

#### (3) 掲出場所

川崎市ホームページ

#### (4) 提出書類

参加意向申出書（様式１）

#### (5) 提出方法

郵送または持参

(6) 提出場所並びに問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

市民文化局市民スポーツ室 真田・岩本

電話番号 044-200-3245

メールアドレス 25sports@city.kawasaki.jp

6 参加資格結果通知書の交付

上記5により、参加意向申出書等を提出した者には、4の事項について応募資格を確認後、参加資格結果通知書（様式4）を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送及びメール

(2) 交付日

令和7年2月13日（木）（郵送日及びメール送付日）

7 企画提案書について

(1) 提出期限

令和7年2月28日（金）17時必着

(2) 受付時間

午前9時から12時、午後1時から5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出場所

5（6）に同じ

(4) 提出方法

郵送または持参

(5) 提出書類

ア 企画提案書 10部（A4判縦横どちらでも可。表紙を除き12ページ以内。）

イ 見積書 1部（総額、内訳等記載のこと。）

8 企画提案会

(1) 開催場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎21階

(2) 日時

令和7年3月18日（火）

(3) 時間

説明時間を各者25分（プレゼンテーション18分、質疑応答7分）とする。

(4) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施する。

(5) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは企画提案書に基づき行う。

イ 契約後に本業務に携わる者が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加すること。

(6) 企画提案の評価

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準（様式5）を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とする。ただし、合計点数が満点の60%に満たない者については、選定しないものとする。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、選定評価基準（様式5）の「2 企画作成力」及び「3 企画実行力」が最も高い点数の者を選定するものとする。（それでも決定しない場合は、プロポーザル評価委員会の審議により選定する。）

(7) 結果通知

企画提案会の評価結果及び選定業者候補が市民文化局契約指名選定等委員会にて承認された後、全ての提案者に結果通知書を送付するものとする。

なお、選考結果等について電話・電子メール等での問合せには応じないものとする。

9 仕様に関する問合せ

上記5（6）に同じ

10 「川崎市スポーツフェスタ2025」実施業務委託 プロポーザル評価委員会について

(1) 設置及び開催について

「川崎市スポーツフェスタ2025」実施業務の委託受注者を選定するに当たり、公平かつ適正な審査及び選考を行うことを目的に、「川崎市スポーツフェスタ2025実施業務委託プロポーザル評価委員会」を設置し、次により評価委員会を開催する。なお、委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することとする。また、評価委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。

(2) プロポーザル評価委員会委員（6名）

委員長

市民文化局市民スポーツ室長

委員

市民文化局市民スポーツ室 担当課長〔スポーツ事業推進担当〕

市民文化局市民スポーツ室 担当課長〔企画調整担当〕

市民文化局市民スポーツ室 担当課長〔スポーツのまちづくり担当〕

市民文化局市民スポーツ室 担当課長〔若者文化担当〕

市民文化局パラムーブメント推進担当 担当課長

(3) 評価項目

次の5項目に基づき選考する。

ア 事業目的等の理解

イ 企画作成力

ウ 企画実行力

エ 実施体制及びスケジュール

オ 業務実績

(4) 提案者が多数見込まれる場合の措置

企画提案書の提出者が多数あり、受注者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、企画提案書等の内容について、上記評価項目により事前書類審査を行い、上位4者が企画提案会で審査・評価を受けることができるものとする。

11 その他

(1) 提出された応募書類等は、返却しないものとする。

(2) 応募申込みや企画提案に関する書類の作成及び提出に要する経費は、提案者負担とする。

(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要する。